

学校いじめ防止基本方針

いじめ対策における 3 つの柱

- 1 いじめの防止
- 2 早期発見
- 3 いじめに対する措置

上記 3 点を柱として、いじめの防止等に対応するための組織として、校内に「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

【いじめ・不登校対策委員会構成員】

(学校職員) 校長・教頭・生徒指導係・正副教務主任・学年主任・養護教諭・特コ・担任
(第三者) P T A 会長・民生児童委員・学校評議員

1 いじめを未然に防ぐために キーワード：子どもの居場所づくり

(1) 子どもの心の醸成

子どもたちの「いじめをしない」「いじめに負けない」「いじめを許さない」心情を育むための以下の教育活動を計画的に展開していく。

- ①人権教育
- ②道徳
- ③情報モラルに関わる教育

(2) 人権教育強化旬間（なかよし旬間）の実施

日常の人権教育を振り返り、子どもたちの人権感覚を一層豊かにすることを目的として人権教育強化旬間を設ける。旬間中は以下のような教育活動を行う。

- ①人権教育授業参観
- ②なかよしまつり（児童会行事）
- ③標語づくりをとおした人権感覚の掘り起こし
- ④児童相互の認め合いを促す「花咲き山」の活動

(3) わかる授業づくり

学力に対する自信のなさや不安は児童の学習意欲を低下させ、生徒指導上の問題に発展しかねない。日々の授業が子どもにとってストレスになっていないかを振り返り、子どもたちの不安や不満を解消するわかる授業づくりを目指す。そのために、以下の点に配慮する。

- ①分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- ②標準学力テスト等により児童の学力の実態把握に努め、未習熟・未定着の傾向が見られる児童については、学力保障のための支援をするとともに、心情的な不安定さがいないか注意深く様子を観察する。

(4) 児童理解と情報の共有

職員会議等で学力面・生活面・健康面等で配慮が必要な児童を中心に、その子の状況を全職員が共通理解し、指導の方針を確認し合う。

(5) コミュニケーション能力の育成

児童が関わり合いながら、相互理解を深めていくことができるように、コミュニケーション能力の育成を図る。特に以下の点に重点を置く。

- ①あいさつ・返事のできる児童の育成
- ②お互いのよさを認め合える良好な人間関係づくり

(6) 家庭や地域との連携

児童の家庭および地域での様子について、保護者や地域の方との連携を深め、いじめにつながりそうな状況が確認された場合には、早急に対応する。また、いじめに対する学校の方針や発生時の対応等について、保護者・地域に発信し理解を得られるように努める。

2 いじめを早期に発見するために キーワード：情報の共有

(1) 相談体制の整備

児童または保護者の相談に対応できるよう、以下の相談窓口を設置する。また、窓口の設置については、児童および保護者に周知する。

- ①職員室および保健室を「心の相談窓口」として設置。
- ②直接話すことができにくい児童が手紙で相談できるように、保健室前に「心の相談箱」を設置。
- ③必要な相談は、担任だけでなく校長をはじめ全職員が窓口となって対応することを保護者に周知する。

(2) 定期的な調査の実施

いじめの早期発見を目的として、以下の調査を定期的実施する。

①なかよしアンケート

第1回 5月中旬実施 第2回 10月上旬実施

②学校自己評価

11月末までに実施 12月職員プロジェクト、1月職員会議等で考察

(3) 懇談と観察による児童理解

児童に気になる変化が見られた場合には、その状況をメモし（いつ、どこで、だれが、どんな状況かなど）、職員が共有できるようにする。必要に応じ、担任、学年主任、生徒指導係、養護教諭、校長、教頭など関係職員に報告するのは当然であるが、普段からの担任と児童との関係が最も重要である。

担任は、「何かあってから」ではなく、「普段から」子どもたちと話しをして関係作りをする。令和4年度から、日課表に「懇談」の時間を帰りの会の後に設定した。可能な限り子ども一人一人と話をして担任との関係を深め、子どもが希望を持って毎日学校へ来られるようにしていく。

また、県教委通知によるチェックシートを活用するなどして、児童の状況把握に努める。気になる状況がある場合、担任は一人で抱え込まず、校長・教頭・生徒指導係に相談する。早期発見・早期対処が、子どもや保護者との信頼関係をつくっていく。

(4) 研修の実施

学校職員は、いじめの防止や早期発見のために必要な研修を行う。

3 いじめに適切に対応するために キーワード：組織で対応

(1) 保護者または児童から相談があった場合の対応

保護者または児童からいじめに関する相談を受けた場合には、以下の点に配慮して誠実に対応する。

- ①相談を受けた内容について、早急に事実を確認することを約束する。
- ②その場で訴えを否定したり、逆に盲信したりしない。
- ③相談を受けた者は、直ちに校長に報告する。決して一人で対応に当たることなく、学校全体で組織的に対応する。
- ④速やかに、複数で事実確認を行い、その結果を関係職員で共有する。

(2) 上記(1)の結果、いじめが確認された場合の対応

- ①事実の確認および指導の方針について協議する。
- ②職員会議にて、全職員の共通理解を図り、指導方向の確認をする。

(3) 児童および保護者への指導と対応

◇被害児童および保護者への支援

①情報収集

- ・被害児童から事実を聞く。被害児童が安心して事実を語れる環境を整える。必要に応じ、スクールカウンセラーによる聞き取りを保護者の承諾を得て行う。
- ・周囲にいた児童からも情報を収集し、事実を明らかにする。
- ・被害児童が複数いる場合は、聞き取った内容を照合して、より事実を明確にする。

②家庭への連絡

- ・家庭訪問をして、加害児童から聞き取った内容を含め情報収集した内容を被害児童保護者に伝え、謝罪とともに今後の指導の方向について説明し、理解を得る。

③事後指導

- ・被害児童の状況を見守り、当面の間、学校と家庭で情報交換を密にし、状況および児童の様子に変化があった場合には連絡を取り合うことを確認する。
- ・被害児童の心の安定を図るため、必要に応じて加害児童と一緒に過ごさせないようにしたり、複数の職員体制で指導に当たったりする。

◇加害児童および保護者への指導・助言

①情報収集

- ・加害児童から事実を聞く。「事実を明らかにする」という姿勢で面談をし、むやみに叱責しないように配慮する。
- ・加害児童が複数いる場合は、一人一人から聞き取りをし、矛盾点や整合性のとれない点を明らかにし、事実の確認が取れるまで繰り返し面談をする。
- ・事実の確認がとれてから、加害児童にその事実に向き合わせ、いじめは決して許される行為ではないことを指導する。

②家庭への連絡

- ・家庭訪問をして、被害児童から聞き取った内容を含め情報収集した内容を加害児童保護者に伝え、今後の指導の方向について説明し、理解を得る。

③事後指導

- ・加害児童に自分の行為を振り返らせ反省を促すとともに、今後の被害児童との関係や自身の生活態度などについて方向性を持たせるように指導する。
- ・加害児童の反省の様子によって、繰り返し反省の場を設ける。時間をかけ、ゆっくりと反省を促していく。

(4) 関係諸機関との連携・報告

①町教育委員会

上記、情報収集および家庭への連絡が済んだ時点で、町教委にいじめ発生の実

と今後の方針を伝え、理解と協力、指導を受ける。

②茅野警察署

いじめが「犯罪行為として取り扱われるべきものである」と認められたときは、警察署と連携してこれに対処する。また、在籍児童の生命・身体・財産等に重大な被害が生ずる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

(5) 関係者の会の開催

事実の確認および加害児童の反省が認められた時点で、被害児童とその保護者、加害児童とその保護者、学校関係者により会合を設ける。会合の開催に当たっては、以下の点に配慮する。

- ①会の趣旨を伝え、会に臨む姿勢を確認し合う。
- ②校長は、学校管理下でいじめが起きたことを謝罪する。
- ③加害児童は心を込めて被害児童に謝罪する。また、今後の生活について振り返ったことを伝え、全員でその決意を確認する。

(6) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、以下の対応に当たる。

- ①事実確認のための調査
- ②事態収拾のための対応
- ③町教育委員会をはじめ関係諸機関との連携
- ④保護者を含む関係者への説明

4 いじめの再発防止

(1) 経過報告書

いじめの経過および再発防止策について経過報告書にまとめる。報告書の内容は以下のとおりとし、再発防止のために全職員で共有するとともに、関係諸機関に報告する。

- ①いじめ発生の要因
- ②発生から解決までの経緯
- ③被害児童および加害児童の状況
- ④保護者の所見
- ⑤再発防止のための対策
- ⑥校長による総括

(2) いじめが再発しない学校・学級づくり

学校いじめ防止基本方針を見直し、改めていじめ防止対策を検討する。

5 指導に当たっての留意事項

◇しなければならないこと

- ・被害者の保護
- ・被害者の心情の理解
- ・家庭への連絡、謝罪、連携、協働体制

◇してはならないこと

- ・「される側にも責任がある」という偏見
- ・いじめである、加害者であるという決めつけ
- ・事実関係が明らかにならない段階での反省の強要